

深江地区内で

建築や工作物の建設・解体等の工事を行う

施主並びに施工業者の皆様

深江地区まちづくり協議会

会長 田中 康

## 深江地区で工事を行う際のお願い

深江地区まちづくり協定では、第11条及び第12条で、周辺環境への配慮や正しい生活マナーの遵守について定めております。

そこで、建築や工作物の建設・解体等の工事を行う際は、以下の点を十分注意していただきますよう、お願い申し上げます。

- ① 登下校時の児童・生徒をはじめとした歩行者等の通行に配慮するため、工事車両は、安全な速度、一時停止等の交通ルールを守ってください。  
また工事車両通行ルートは、できる限り通学路を避け、広い道路を設定してください。
- ② 歩行者や他車両の通行の妨げにならないよう、工事車両の路上の長時間駐車・歩道への乗り上げ駐車等はしないでください。
- ③ 周辺環境に配慮するため、騒音・振動や粉じん対策に努めてください。
- ④ 事前に自治会及び近隣住民等に、工事内容を十分説明をしてください。

<お問い合わせ先>

深江地区まちづくり協議会

副会長 川島 行男

(電話番号は窓口にてお知らせします)